

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



関内駅前北口地区、関内駅前港町地区（市街地再開発事業）



高島水際線デッキ（都市再生整備計画事業）



二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区（土地区画整理事業）

令和8年8月
横浜市都市整備局



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

提 案 ・ 要 望 事 項

市長提案・要望

- 1 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援
【外務省、財務省、国土交通省、防衛省】 1
- 2 国等の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大
【国土交通省】 3

局長提案・要望

- 1 都市再生整備計画関連事業等の推進
【国土交通省都市局】 5
- 2 市街地開発事業の推進
【国土交通省都市局、住宅局】 9
- 3 密集市街地改善事業の推進
【国土交通省住宅局】 13
- 4 観光促進に資する歴史的風致形成建造物の保全活用の推進
【国土交通省都市局、住宅局、観光庁】 17

国等の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大

【要望先：国土交通省】

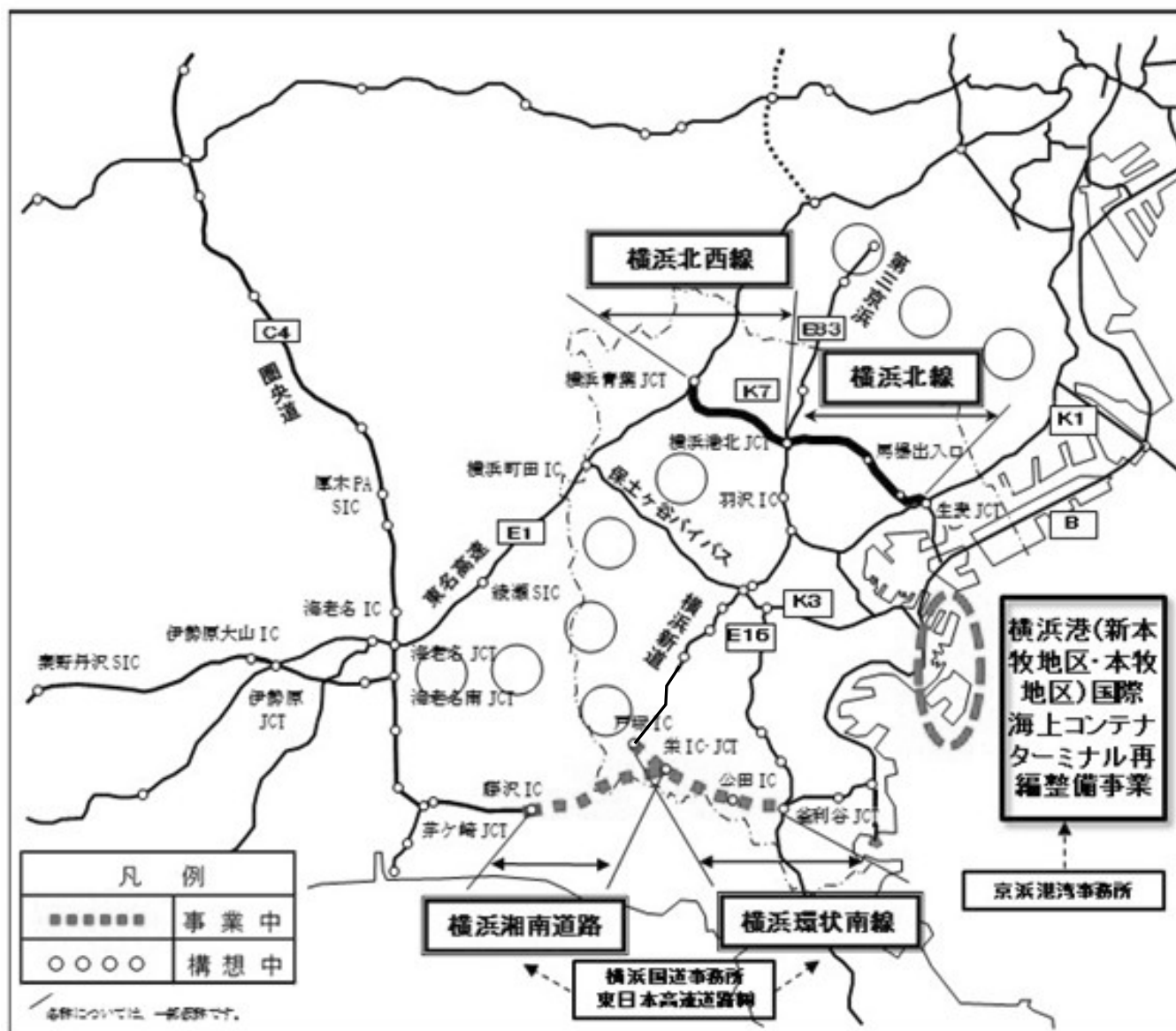
提案・要望

- 1 中小企業の受注機会を増大させるため、国及び国の関係機関が発注する公共事業について、適切な規模での分離・分割発注を推進すること。
- 2 地域への精通度や貢献度を評価する発注方式など、地元企業が参画しやすい発注方式を拡大すること。
- 3 資材価格の高騰や賃上げなどの動向を適正に反映するとともに、WTO 案件及び緊急随意契約案件を除いた発注額の増大を図ること。

補足説明

- (1) 国は、公共事業について地元企業への発注を基本方針とするとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 7 年 2 月改正）において、災害時の対応を含め、地域において社会資本の維持・管理を担う企業を確保することの重要性を掲げている。
- (2) 地域経済を持続的に発展させていくためには、地域の中小企業の意欲的かつ創造的な活動を支援することが不可欠である。横浜市では「横浜市中小企業振興基本条例」（平成 22 年制定）に基づき、市が発注する公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化に取り組んでいる。
- (3) 国及び国の関係機関が発注する公共事業については、「横浜市内公共事業発注者連絡会」（平成 23 年度から毎年開催）等を通じて、市内中小企業の受注機会の拡大を図ってきた。連絡会設立以降、受注実績は増加傾向にあったものの、令和 6 年度の市内企業受注額は過去最大となった令和 2 年度の約 2 割にとどまっている。
- (4) 市内中小企業者の受注機会を一層拡大するためには、中小企業者が受注しやすいよう、適切な規模に分離・分割して発注することが必要である。また、総合評価落札方式においては、地域への精通度や貢献度を適切に評価することが求められる。さらに、地域の活性化を図るとともに、地域における公共施設等の維持・管理を担う企業を将来にわたり確保する観点から、横浜環状道路や横浜港の整備などの大規模事業の推進や維持・管理工事の実施にあたっては、地元企業へ優先的に発注する必要がある。
- (5) 中小企業者は、地域経済における雇用の重要な担い手であるとともに、災害発生時には地域の守り手として重要な役割を果たしている。これらを踏まえ、市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、資材価格の高騰などによる事業経費の増額を適切に反映し、発注額を増大させる必要がある。

参考1 横浜市内における国及び国の関係機関による主な大規模公共事業



参考2 国及び国の関係機関による公共事業の発注額と市内企業受注額

(単位：億円)

	平成23年度	・・・	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発注額	960	・・・	2,589	1,617	682	1,938	1,926
WTO や緊急随意契約案件を除いた額	504	・・・	1,575	421	346	377	406
うち市内企業	55	・・・	181	111	27	43	34

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所・京浜港湾事務所・京浜河川事務所・横浜営繕事務所・川崎国道事務所）、東日本高速道路株式会社（横浜工事事務所・京浜管理事務所）、首都高速道路株式会社（更新・建築局・神奈川局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

提案・要望の担当

都市整備局公共事業調整課長

佐藤

TEL 045-671-3941

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

【要望先：外務省、財務省、国土交通省、防衛省】

提案・要望

- 1 市内米軍施設について、早期に全面返還を実現すること。
- 2 根岸住宅地区の返還・引渡しに伴う課題について、地権者に丁寧な説明を行い、解決を図ること。
- 3 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとする市内米軍施設及びその周辺地域において、市民生活の安全・安心を確保するとともに、米軍の活動に関する適時適切な情報提供を行うこと。
- 4 跡地利用の具体化を促進するため、財政面も含め積極的な支援を行うこと。

補足説明

- (1) 横浜市では、戦後 80 年にわたる米軍施設への土地提供が続いてきた結果、まちづくりや都市基盤整備が進まず、施設提供区域やその周辺地域の発展に大きな影響が生じている。
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど 4 施設・区域については、いまだ返還方針が合意されておらず、市民、市会、行政が一体となり、国に対し早期の全面返還を継続的に要請している。
- (3) 平成 16 年の返還合意 6 施設・区域のうち、旧小柴貯油施設（平成 17 年）、旧富岡倉庫地区（平成 21 年）、旧深谷通信所（平成 26 年）、旧上瀬谷通信施設（平成 27 年）については、すでに返還が実現している。一方、未返還の 2 施設・区域のうち、根岸住宅地区については、令和 8 年 6 月 30 日付けで全部返還がされたものの、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜地域）については、いまだ返還の見通しが立っていない。
- (4) 根岸住宅地区については、返還後の円滑な土地利用に向けた検討を進めているが、国有地と民有地の境界設定、維持管理の継続、補償等、様々な課題が生じている。これらについては、原因者である国が地権者と丁寧に協議を行い、合意を得た上で引渡しを行う必要がある。また、地区に囲まれた土地に居住する世帯及び周辺住民の生活環境の維持・改善に向け、継続的な対応が求められている。
- (5) 令和 6 年 2 月には、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおいて新編された第 5 輸送中隊の運用が開始され、市民からは不安の声が寄せられている。あわせて、市内各米軍施設における訓練・演習や物資の備蓄等、基地使用に対する懸念も生じていることから、国においては、米軍の活動に関する情報を適時適切に提供し、安全面に十分配慮することが求められる。
- (6) 跡地利用の検討にあたっては、長年にわたり土地利用の制限を受け、多大な基地負担を強いられてきた地域や市全体が抱える課題を解決するため、国有地処分条件における特段の配慮が必要である。あわせて、土地区画整理事業、道路整備事業、都市公園事業などの都市基盤整備について、国庫補助の一層の充実を図るなど、財政面を含めた積極的な支援が不可欠である。

(◆提供中 ○返還済)

■ H16 に返還方針が合意された施設・区域

▨ 返還方針が合意されていない施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)

◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック
52ha 国有 43ha(81%)
※水域 11ha

○旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45.2%) (H27 年 6 月返還)

◆根岸住宅地区
43ha 国有 27ha(64%)
6 月 30 日に全部返還

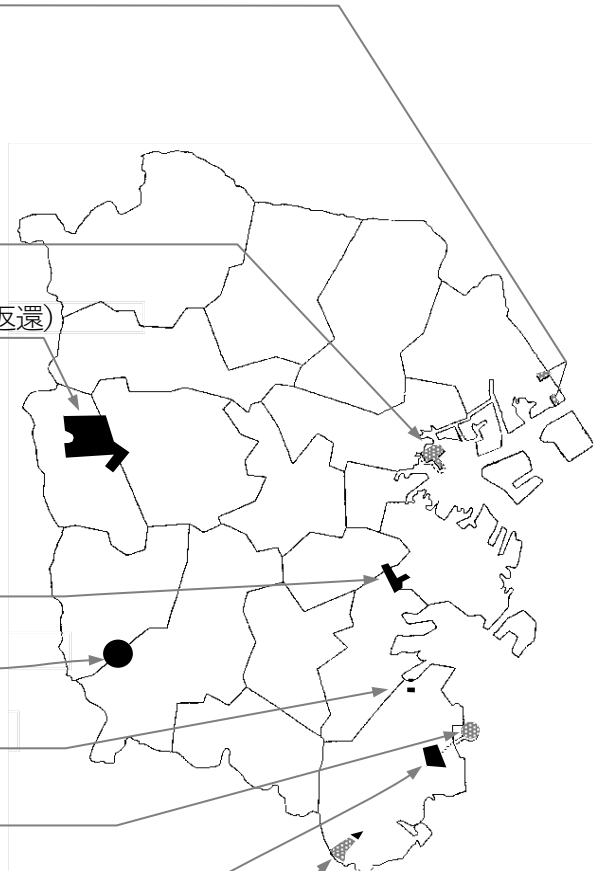
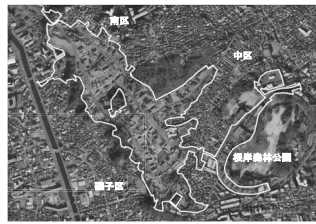
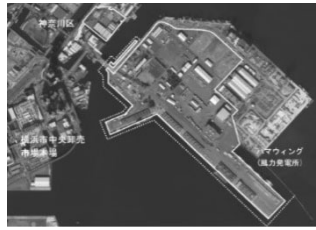
○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26 年 6 月返還)

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21 年 5 月返還)

◆小柴水域 42ha

○旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%) (H17 年 12 月返還)

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜地域) 37ha 国有 36ha(99%)
一部返還方針を合意済(飛び地 1ha)



参考2 根岸住宅地区における土地利用の方向性

駅や各方面からのアクセスを想定し、骨格となる道路と緑のネットワークを配置します。

土地利用は、地区の中央にセンターゾーンを配置することとし、その周りに住宅地等ゾーンを配置します。また、根岸森林公園に隣接する部分については、既存の根岸森林公園と一体的に利用できるように森林公園ゾーンを配置します。

道路と緑のネットワーク

- ・周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- ・周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- ・緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

センターゾーン

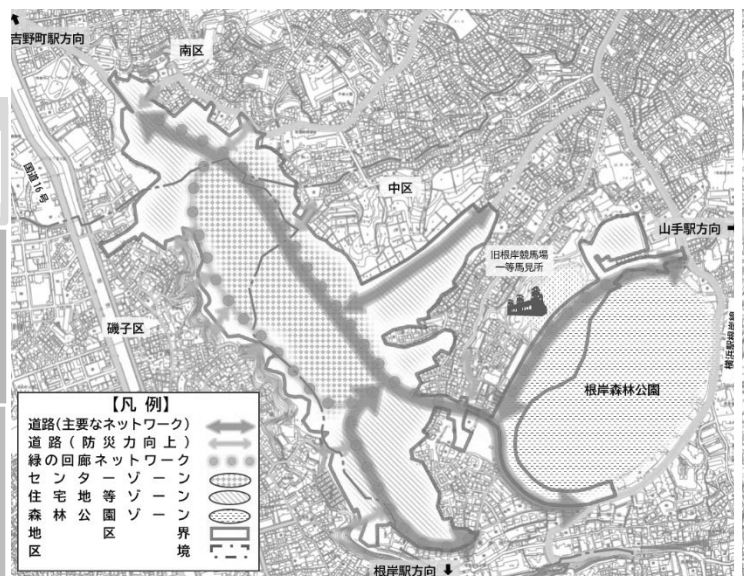
- ・横浜市立大学の医学部を核に、これと連携した研究施設などを誘致し、医療や健康をテーマとしたまちづくりを目指す。
- ・商業、子育て施設などの生活利便施設や、公園などの公共公益施設を配置し、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、様々な人の交流や賑わいづくりを進める。

住宅地等ゾーン

- ・高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- ・景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。

森林公園ゾーン

- ・根岸森林公園を拡張する。
- ・隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。



提案・要望の担当

都市整備局基地対策課長

足立原

TEL 045-671-2057

都市再生整備計画関連事業等の推進（国土交通省都市局）

【要望】

■ 都市再生整備計画関連事業の推進に向けた積極的な支援

横浜駅周辺及び関内・関外地区の整備に必要な額の確保を要望します。

■ 国際競争力強化に向けた事業の重点的な支援

横浜駅周辺地区における官民連携の取組への重点的な支援及び民間再開発事業への支援制度の拡充を要望します。

【要望の背景】

- ・みなとみらい地区では、グローバル企業の本社や R&D 拠点等の集積が進み、街区開発率が 94% となる中、横浜市では、隣接する「横浜駅周辺地区」と「関内・関外地区」のまちづくりを更に加速させ、**国際競争力を備えたビジネス拠点都市にふさわしい臨海部の形成を推進**しています。
- ・現在、都市再生整備計画関連事業により、歩行者の安全性・快適性を確保するための**基盤施設等の整備**を行っています（令和 9 年度からは立地適正化計画の策定に伴い、**都市構造再編集中支援事業への移行予定**）。また、**官民連携による公共空間の活用**を行い、**地域の価値向上に資するエリアマネジメントの取組**を推進しています。
- ・「横浜駅周辺地区」と「関内・関外地区」は、令和 8 年度から補助事業を開始したところであり、昨今の厳しい経済状況の中においても事業を着実に推進するため、**必要な事業費の確保が不可欠**です。
- ・このうち、「横浜駅周辺地区」は、国際空港である羽田空港と直結した立地特性を生かし、アジアにおける国際競争力を備えたビジネス拠点として、災害時の安全性の確保も含めた都市環境のさらなる充実が求められており、民間開発と連動した公共施設整備を推進することが不可欠です。
- ・空港連絡バスが発着し、みなとみらい地区の玄関口ともなっている横浜駅東口では、現在、このエリアの核となる民間開発である**横浜駅みなみ東口地区市街地再開発事業（ステーションオアシス開発）**について、再開発準備組合により環境影響評価手続が進められ、**令和 9 年度の都市計画提案を目指すなど、事業化に向けた検討が具体化**しており、**周辺の関連基盤整備**についても**行政主導で着実に推進を図る必要**があります。
- ・さらに、当地区における市街地再開発事業の推進にあたっては、**業務・商業・滞在機能等の高度化や防災性向上を図るための高容積化が不可欠**ですが、**現行制度では容積率 1,000% を超える部分に対する共同施設整備費が補助対象外**とされています。

【要望内容(要望地区一覧)】

1 都市再生整備計画関連事業に対する支援

(1) 横浜駅周辺地区 〔横浜駅東口駅前広場整備〕

都心部の玄関口である横浜駅周辺の魅力やまちの回遊性向上を図るため、横浜駅東口の再整備を進めます。まずは、令和 10 年度までに駅前広場の再整備を実施し、多くの来街者を呼び込む歩行者中心の空間へと転換しつつ、国際競争力を備えたビジネス拠点の形成に資する横浜駅みなみ東口地区市街地再開発事業（ステーションオアシス開発）と連動しながら必要なインフラの充実を図り、国際的な玄関口としての機能強化を段階的に進めていきます。

また、滞在快適性の向上やウォーカブルな空間を目指し、横浜駅西口エリアでは一般社団法人横浜西口エリアマネジメントが、東口エリアでは横浜新都市センター株式会社が主体となり、駅から周辺エリアへとスムーズにつながる歩行者ネットワークの形成や居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出、公共空間を活用したにぎわいづくりなど、魅力を高めるまちづくりを進めます。

〔令和 9 年度の状況 東口駅前広場設計・工事等〕

(2) 関内・関外地区 〔大榎橋通りデッキ整備〕〔官民連携の社会実験〕等

「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマにまちづくりを進めている関内・関外地区において、安全で快適な歩行者空間を確保し、来街者の回遊性の向上を図るため、横浜スタジアムと横浜中華街方面を結ぶ大榎橋通りデッキ等の整備を実施します。

また、滞在快適性の向上やウォーカブルな空間を目指し、官民連携により、公共空間を利活用した社会実験を実施します。

〔令和 9 年度の状況 デッキ製作、橋脚架設、官民連携の社会実験の実施等〕

2 国際競争力強化に向けた事業の重点的な支援

(1) 官民連携の取組への重点的な支援

市街地再開発事業（ステーションオアシス開発）と関連する基盤整備を一体で推進できるよう、都市再生特別措置法による重点的な支援を求めます。

〔令和 10 年度以降の補助導入を想定〕

<事業概要>

・ステーションオアシス開発（想定容積率：1,700%）

更なる商業機能の集積に加え、国際競争力を備えたビジネス拠点の形成に資する業務機能の導入や、回遊性・防災性・滞在環境の向上に資する拠点整備を実施

・関連基盤整備

国際的な玄関口として、デッキレベルの歩行者ネットワークの構築や道路混雑の解消・バスターミナルの強化に資する広域的な道路基盤の整備を実施

(2) 民間再開発事業への支援制度の拡充

特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化のため高度に機能集積を図る必要がある市街地再開発事業については、容積率 1,000%を超える部分における共同施設整備について補助対象とするなど、制度の弾力的な運用を要望します。

【令和9年度 事業実施地区一覧】

■横浜駅周辺地区

①～④基盤整備（令和9年度要望関連事業）

⑤～⑧ステーションオアシス関連事業

■ 基盤整備（令和8年度の主な取組事業）

□ 基盤整備（完成済）

■ 民間開発（令和8年度の主な取組事業）

□ 民間開発（完成済）



中央西口駅前広場
滞在環境創出の社会実験



はまテラス
緑化やファニチャー整備



東口駅前 EV設置



東口駅前広場 イメージ



大橋 男 TEL 045-671-2672
中村 俊輔 TEL 045-671-3961
井上 俊平 TEL 045-671-3501
島田 浩和 TEL 045-671-3972

市街地開発事業の推進（国土交通省都市局、住宅局）

【要望】

■土地区画整理事業及び市街地再開発事業の推進に向けた積極的な支援
要望5地区に対して、事業の進捗に必要な額の確保を要望します。

【要望の背景】

（1）土地区画整理事業

- ・横浜市では、都心部の機能強化と郊外部の拠点形成に向けて、土地区画整理事業を推進しています。（市内 142 地区 6967.7ha で事業完了）
- ・ストック効果の最大化を図るため、市街地再開発事業や埋立事業と一体的に土地区画整理事業を行うなど、地域特性に合わせて事業を行っています。
- ・昨今の厳しい経済状況の中においても、都市計画道路等の公共施設を整備するにあたっては、進捗に合わせた事業費の確保が必要です。
- ・特に計画最終年度を迎える新綱島駅周辺地区及び東高島駅北地区の2地区については、事業を確実に完了させるためにも、必要な事業費の確保が不可欠です。

（2）市街地再開発事業

- ・横浜市では、都心部の機能強化と郊外部の拠点形成に向けて、市街地再開発事業を推進しています。（市内 29 地区で事業完了）
- ・現在、各地区において組合施行を中心に事業を進めており、地権者の早期生活再建のためには、着実に事業を進め施設建築物を整備することが必要となっています。
- ・要望2地区（関内駅前港町地区、関内駅前北口地区）については令和8年度から既存建築物の解体工事に着手したところであり、昨今の厳しい経済状況の中においても事業を着実に推進するため、必要な事業費の確保が不可欠です。

【要望内容(要望地区一覧)】

(1) 土地区画整理事業

① 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業 (横浜市施行) <継続>【都市局】

新駅周辺の基盤整備と都市計画道路の整備を進めることで、広場や歩行者空間を整備し、歩行や移動に係る安全性・快適性の向上を図ります。

また、地区内の一部で組合施行による市街地再開発事業を一体的に施行したことにより、地域住民の生活を支える商業施設、都市型住宅や区民文化センターが整備され、利便性の高いまちづくりを実現しています。

〔令和9年度の状況 道路整備等 (計画最終年度)〕

② ニツ橋北部地区土地区画整理事業 (第2期) (横浜市施行) <新規>【都市局】

都市計画道路三ツ境下草柳線を中心とした都市計画道路と沿道宅地の一体的整備を実施し、本市西部地域における道路網の形成を図ることで、旧上瀬谷通信施設地区の開発による将来の交通量増大に対応するとともに、自動車交通の利便性向上、大規模災害時の物資輸送路の確保、無電柱化など、安全性・防災性を高めます。

また、宅地の整形化、敷地の接道、建物の建て替えなどにより、良好な住環境の創出につなげます。

〔令和9年度の状況 用地買収等〕

③ 東高島駅北地区土地区画整理事業 (組合施行) <継続>【都市局】

埋立事業と合わせて事業を進めることで、狭あい道路や未整備の下水道などの都市基盤整備の不足を解消し、安全な市街地の形成を図ります。また、医療・福祉施設、都市型住宅等の機能集積による新たな拠点づくりを推進するほか、ポンプ場を整備することで横浜駅周辺を対象とする広域的な浸水対策の実現を目指します。

〔令和9年度の状況 道路・宅地整備等 (計画最終年度)〕

(2) 市街地再開発事業

① 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 (組合施行) <継続>【都市局】

② 関内駅前北口地区第一種市街地再開発事業 (組合施行) <継続>【住宅局】

市庁舎移転後の新たな駅前のまちづくりのテーマとなる「国際的な産学連携」、「観光・集客」に資する機能を誘導するとともに、関内地区の玄関口として魅力ある景観の形成や隣接する旧市庁舎街区と連携した関内駅前の賑わい創出及び交通結節点機能の強化等を図ります。

〔令和9年度の状況 施設建築物の工事〕

このほか以下2地区において、市街地再開発事業の事業化に向けた調整を進めています。

1 綱島駅東口駅前地区第一種市街地再開発事業 (公社施行予定) <継続>【都市局】

綱島駅東口周辺のバスやタクシーなどの交通基盤、歩行者環境の改善を図るとともに、商業・業務施設や都市型住宅等を一体的に整備することで、駅前にふさわしい都市的土地利用に転換し、安全・安心で快適なまちづくりを実現します。

現在、当地区は工事費高騰の影響を受け、事業化に向けた計画の見直しを行っています。

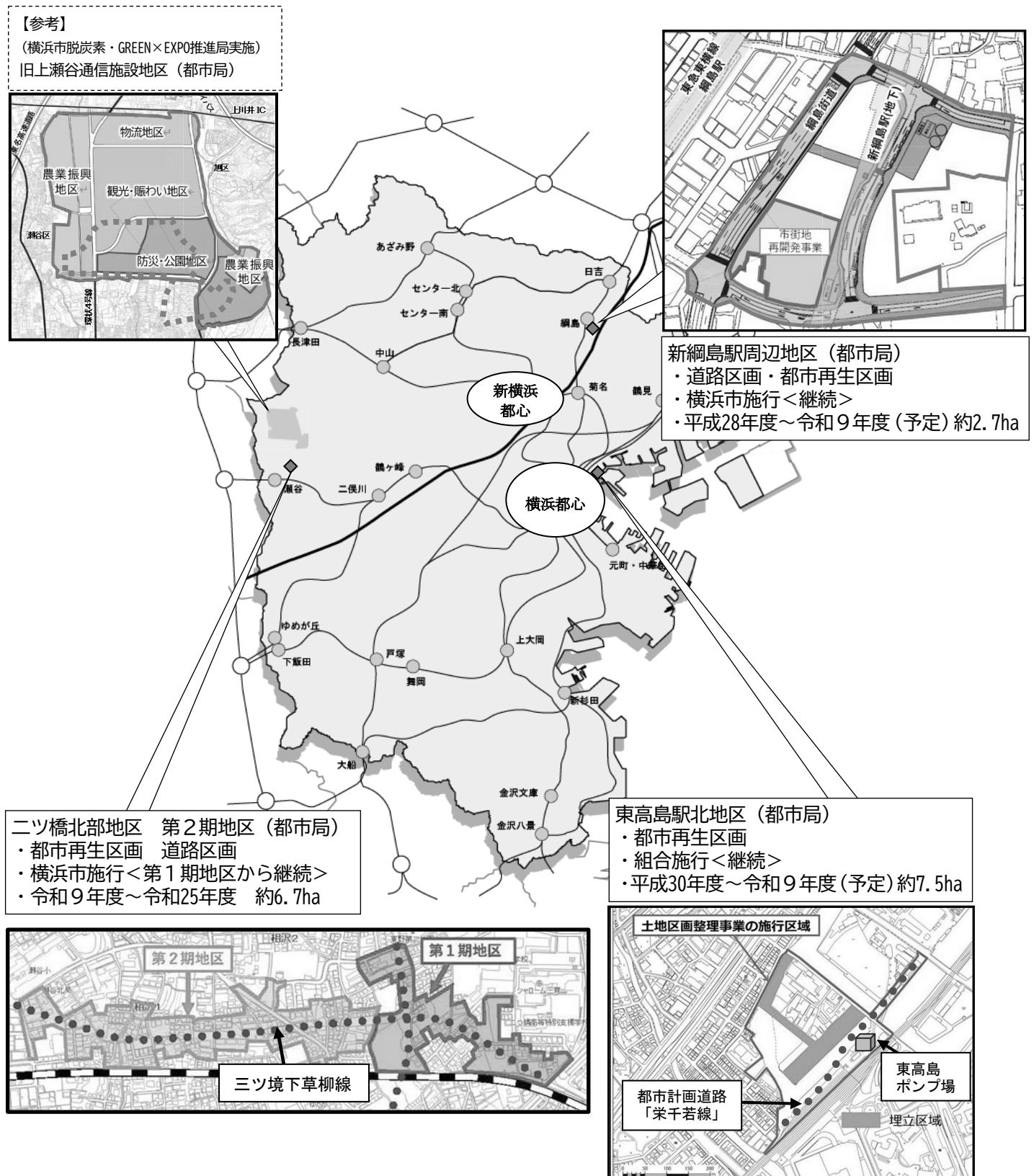
2 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 (組合施行予定) <継続>【都市局】

駅前広場とそこにつながる商店街通りが脆弱で満足な歩行者空間がなく、歩行者、一般車、バス・タクシーが錯綜する等交通基盤に大きな課題があり、非常に危険な状況です。このため、本事業により、駅前広場や道路を整備し、安全で利便性の高い公共交通を実現するとともに、地域を支える商業施設、都市型住宅等を複合的に整備します。

現在、事業化に向け地権者の合意形成を図っています。

【令和9年度 土地区画整理事業実施地区一覧】

※事業期間は現事業計画における補助事業実施期間

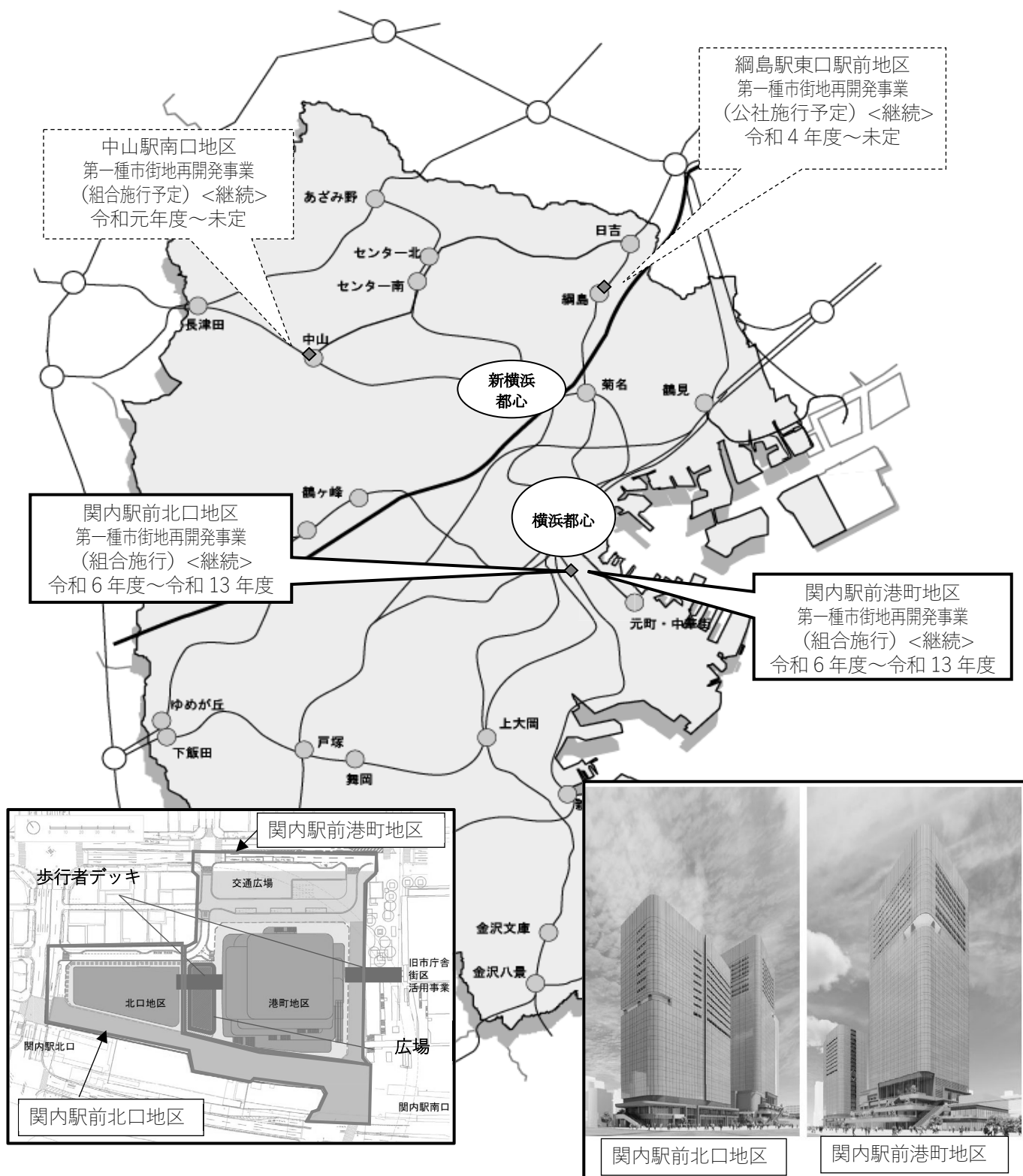


提案の担当/市街地整備部市街地整備調整課長
/市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所長
/市街地整備部二ツ橋北部土地区画整理事務所長
/都心活性化推進部新横浜都心等事業推進課担当課長

吉原 秀典 TEL 045-671-2710
木村 信一 TEL 045-531-9604
仲 恭志 TEL 045-363-3110
河野 学峰 TEL 045-671-3679

【令和9年度 市街地再開発事業実施地区一覧】(参考地区含む)

※事業期間は現事業計画における補助事業実施期間



提案の担当/市街地整備部市街地整備調整課長
/都心活性化推進部関内関外事業推進課長
/市街地整備部網島駅東口周辺開発事務所長
/市街地整備部市街地整備推進課担当課長

吉原 秀典 TEL 045-671-2710
島田 浩和 TEL 045-671-3972
木村 信一 TEL 045-531-9604
甲斐 泰夫 TEL 045-671-2668

密集市街地改善事業の推進（国土交通省住宅局）

【要望】

■ 密集市街地改善事業の推進に向けた積極的な支援

密集市街地の改善を進めるため、事業推進に必要な額の確保を要望します。

特に、老朽建築物等除却補助の交付率について、GISを活用する場合における割り増し措置を、令和9年度以降も継続されるよう要望します。

【要望の背景】

- ・令和3年3月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」が公表され、令和8年3月に閣議決定された新たな「住生活基本計画（全国計画）」においても、引き続き令和12年度までに危険な密集市街地を解消していくことが目標とされています。

- ・横浜市では、公表された29地区（約355ha）のうち、これまでに7地区（約104ha）を解消してきましたが、令和7年度末時点で、**22地区（約251ha）が残存しています。**
横浜市は起伏に富んだ地形により傾斜地が多い地域が多く、戦後の急激な人口増加による宅地開発により、これらの傾斜地に密集市街地が形成されており、他都市で見られるような幹線道路整備による面的な改善が困難であるため、**老朽建築物の除却及び建替えへの支援や地域に即したきめ細かな改善施策を着実に積み重ねていく必要があります。**

- ・そのため令和7年度からは、新たな「横浜市地震防災戦略※」の策定にあわせ、逃げやすさを向上させる**建築物開口部の不燃化改修補助を創設**するとともに、**地域と協働でつくる防災型公園の整備等**を進めています。令和9年度には、防災型公園を複数箇所で開催する予定です。

※能登半島地震を受けて、旧地震防災戦略を総点検、検証し、令和7年3月に策定

- ・さらに、密集市街地の共助力向上を図るため、令和7年度から不燃化推進地域※内において、防災まちづくり活動を実施していない自治会町内会への市職員による訪問（137件）を行い、**活動への働きかけをプッシュ型で実施しています。**令和7年度は新たに11団体（累計28団体）が活動を開始し、今後も**継続的な伴走支援**と新たな活動団体の掘り起こしを進めていきます。

※地震火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地域

- ・本市特有の状況を踏まえ、密集市街地の早期改善に向けた各取組を着実に推進できるよう、特段の配慮をお願いします。

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

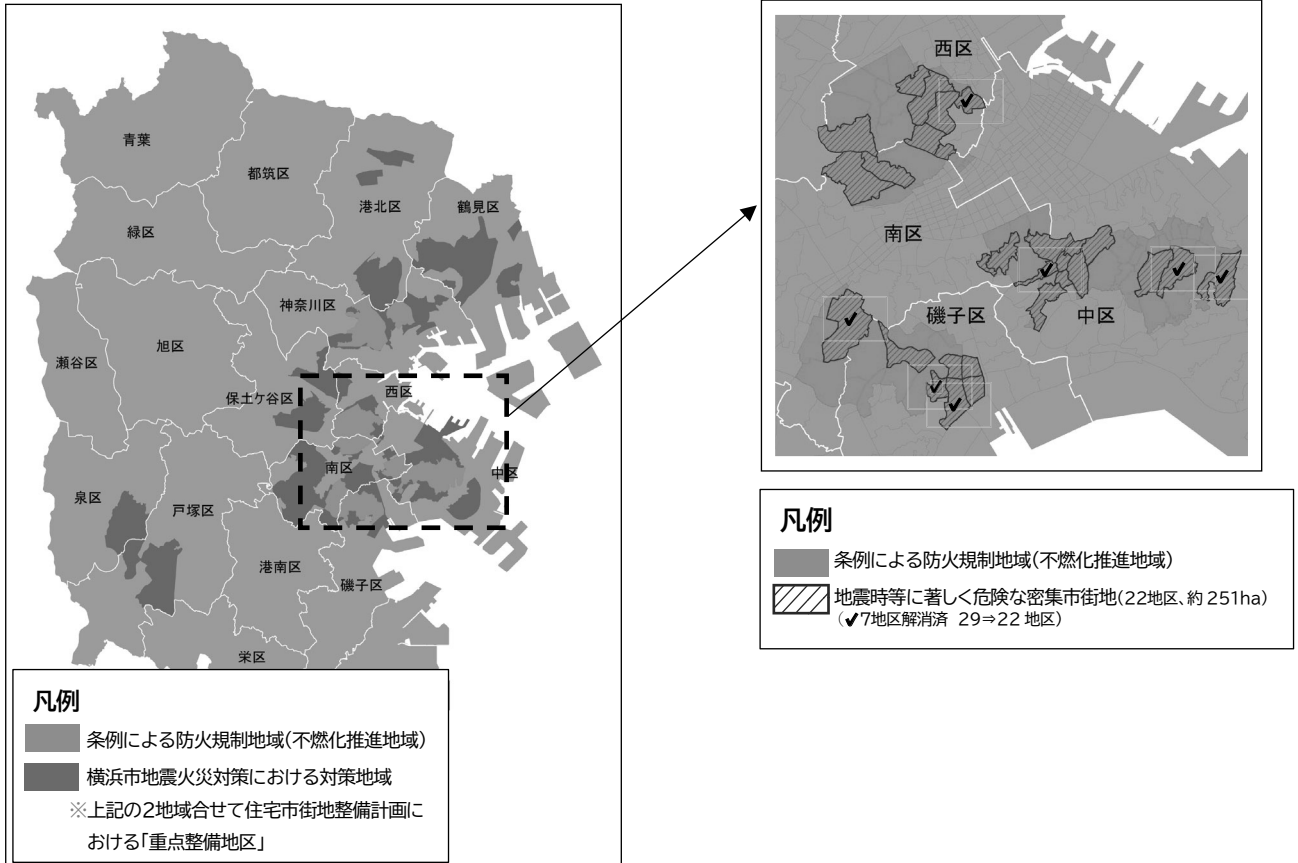
■基幹事業

- ・ 防災型公園整備＜R7 新規＞
- ・ 身近なまちの防災施設整備事業＜R7 拡充＞
- ・ 感震ブレーカー設置促進事業＜R7 拡充＞
- ・ 初期消火器具等設置補助＜R7 拡充＞
- ・ 建築物不燃化推進事業（除却）
- ・ 狭あい道路拡幅整備
- ・ 都市計画道路整備による延焼遮断帯の形成

■効果促進事業

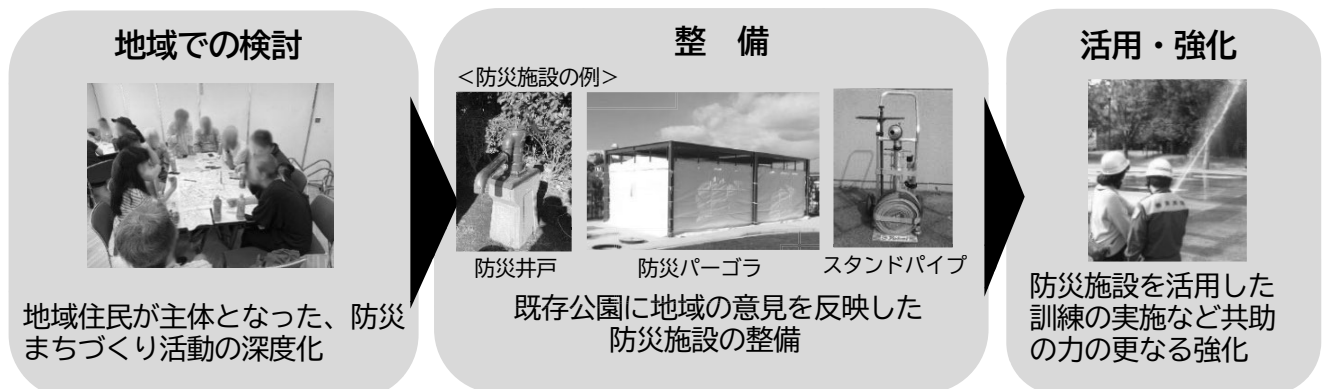
- ・ 建築物開口部不燃化等改修事業＜R7 新規＞
- ・ 建築物不燃化推進事業（新築）
- ・ 建築士等専門家派遣事業

【令和9年度 要望地区】



【参考】地域協働でつくる防災型公園の整備の概要(不燃化推進地域)

地域のニーズを踏まえ、既存の公園を防災型公園に改修し、共助の力を更に強化します。
(目標：令和 15 年度までに合計 28 箇所整備※)



※市内整備実績：2 箇所（令和 8 年 6 月時点）

観光促進に資する歴史的風致形成建造物の保全活用の推進(国土交通省都市局、住宅局、観光庁)

【要望】

■ 歴史的風致形成建造物の保全活用の推進に向けた積極的な支援
下記の歴史的風致形成建造物の改修に必要な額の確保を要望します。

【要望の背景】

・横浜市では、開港都市ならではのストーリーの魅力を体感してもらうため、歴史的建造物の保全・活用によるまちづくりに取り組み、観光資源としての価値を高めることで、地域の魅力の向上による来訪者増加に貢献してきました。



▲ 横浜赤レンガ倉庫

平成元年度に倉庫利用が停止し平成4年度に市へ移管された。平成14年より活用開始し、現在は年間800万人が訪れる。

・これらを更に推進するため、令和6年度に「横浜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、4区域を重点区域に指定し取組を進めています。

・重点区域内には 71 件の歴史的風致形成建造物があり、民間の建造物の改修やリノベーションへの支援、本市所有の建造物の公開活用・修繕改修等を積極的に行っています。

・一方、歴史的建造物の維持・改修には特殊な材料・技能を要し、昨今の工事費高騰等の影響も相まって事業費は更に高額化し、滅失の危機に瀕している建造物も存在します。

・以上より、民間所有の建造物の滅失防止と保全活用の促進、本市所有の建造物の耐震化や活用促進のため、事業費の確保が不可欠な状況です。

【要望内容】 ※「街並み環境整備事業」及び「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」

1 本市で所有する歴史的風致形成建造物の改修等の事業費確保

- ・旧根岸競馬場一等馬見所 … 公開活用を目指し、令和11～13年度にかけ耐震改修・修繕工事を実施します。令和9年度は引き続き実施設計を行います。
- ・岩田家住宅 … 公開活用を目指し公園への移築整備を行います。工事は令和8～10年度の三か年で実施し、令和9年度は建築工事の一部を実施します。

2 民間で所有する歴史的風致形成建造物の改修等への助成事業費確保

三溪園周辺区域の古民家(鶴翔閣)や関内区域の近代建築の外観改修工事に対する助成を実施します。

【令和9年度 事業実施位置図】

重点区域位置図



事業実施位置図



<岩田家住宅移築整備事業（令和8-10年度）>

港の見える丘公園に歴史を物語る西洋館（1912（大正元）年築）を移築整備



▲復元予定パース

<三溪園鶴翔閣保存修理事業（助成事業）（令和8-11年度）>

名勝三溪園内にある横浜開港を象徴する古民家（1902（明治35）年築）の保存修理

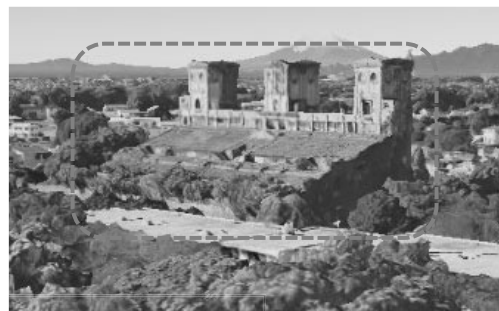


<旧根岸競馬場一等馬見所保全修復事業（令和8-13年度）>

居留外国人がもたらしたスポーツ文化を象徴するとともに、現存する日本最古の競馬場建築（1929（昭和4）年築）を修復整備



▲ 根岸競馬場での春季競馬 1934（昭和9）年



※ほか民間所有の歴史的風致形成建造物改修に係る助成事業：2件

横浜市都市整備局企画課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



「横浜グリーンエクスポ」開催概要

- | | |
|--------|---|
| 開催場所 | 横浜市瀬谷区・旭区(旧上瀬谷通信施設) |
| 開催期間 | 2027年3月19日(金)～ 2027年9月26日(日) 192日間 |
| テーマ | 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～ |
| 博覧会区域 | 約100ha(内、会場区域80ha) |
| クラス | A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定) |
| 有料来場者数 | 1,000万人以上 |
| 公式サイト | https://expo2027yokohama.or.jp/ |